

諮問番号：情報公開諮問第4号

答申番号：川情審査情公答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和5年12月6日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書部分公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和5年11月16日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「予防接種健康被害救済制度の申請状況のうち、申請件数（申請件数合計及び死亡に係る申請件数）、申請内容の詳細（年齢、性別、接種日、接種回数、症状発生日（死亡日）、症状（死因）、ロット番号、認否状況）」の公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和5年12月6日付けで、対象文書を「健康被害救済制度申請者の詳細、経過概要等、予診票、接種済証、接種記録書、診療録」と特定し、公開しない部分を「健康被害救済制度申請者の詳細」のうち申請者氏名、「経過概要等」のうち年齢（生年月日）、接種場所、既往歴、予防接種後の経過の詳細、「予診票」の全て、「接種済証」の全て、「接種記録書」の全て、「診療録」の全てとし、公開しない理由を「個人に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）」として、公文書部分公開決定処分（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、令和6年2月8日付けで、本件審査請求を提起し、本件部分公開決定処分のうち、公開しない部分の公開を請求した。

- 4 本件審査請求に対し実施機関は、令和6年3月22日付けで、条例第17条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

請求人は、公開を実施されなかった申請件数、年齢（生年月日）、症状（死因）、ロット番号等の情報が、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないため、公開すべきであると主張した。

2 実施機関の弁明

実施機関は、当審査会に対し、本審査請求について、以下のとおり弁明した。条例第7条において、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないとあるが、同条第2号に個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する場合は、「非公開情報」と規定している。

これを本件についてみるに、先ず、年齢（生年月日）については、今回公開した、性別、接種日、接種回数、症状発生日（死亡日）、症状（死因）、認否状況の情報や、当該個人の近親者、近隣住民等であれば保有している又は入手可能であると考えられる情報及び、その他の情報（国が公表する「予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況について」、「新型コロナワクチン接種後の死亡として報告された事例の概要」、「疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会の審議結果」等に記載されている情報）と照合することにより、特定の個人を識別することができること、さらには市が非公表として判断した身体に関わる基礎疾患等の個人情報も知り得るものとなることから、非公開情報について規定した条例第7条第2号の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当し、また、非公開の例外について規定した、同条第2号のア、イ、ウのいずれにも該当しない情報であることから、非公開としたものである。

次に、申請者が市へ提出した資料である予診票、接種済証、接種記録、診療録については、個人の健康状態に関わる情報であり、特定の個人を識別させる部分（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非公開としてもなお、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であること、また、例外について規定した、同条第2号のア、イ、ウのいずれにも該当しない情報であることから、非公開としたものである。また、当該文書に記載されるロット番号については、接種時の年齢、接種日や製薬会社により、接種可能な新型コロナワクチンが異なることから、ロット番号をインターネット検索することにより、新型コロナワクチンの種別を特定することが可能となる。その後、今回公開した、性別、接種日、接種回数、症状発生日（死亡日）、症状（死因）、認否状況の情報や、当該個人の近親者、近隣住民等

であれば保有している又は入手可能であると考えられる情報及び、その他の情報（国が公表する「予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況について」、「新型コロナワクチン接種後の死亡として報告された事例の概要」、「疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会の審議結果」等に記載されている情報）と照合することにより、特定の個人を識別することができること、さらには市が非公表として判断した身体に関わる基礎疾患等の個人情報も知り得るものとなることから、非公開情報について規定した条例第7条第2号の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当し、また、非公開の例外について規定した、同条第2号のア、イ、ウのいずれにも該当しない情報であることから、非公開としたものである。特に、乳幼児用（生後6か月以上4歳以下）及び小児用（5歳以上11歳以下）ワクチンの接種者数は非常に少なく、11月27日に抽出した時点での接種者数、接種率で見ると、乳幼児用ワクチンは、対象者21,258人のうち、1回目接種者数が759人（3.6パーセント）、2回目接種者数が694人（3.3パーセント）、3回目接種者数が541人（2.5パーセント）、4回目接種者数が60人（0.3パーセント）、小児用ワクチンは、対象者34,834人のうち、1回目接種者数が5,241人（15.0パーセント）、2回目接種者数が4,979人（14.3パーセント）、3回目接種者数が2,147人（6.2パーセント）、4回目接種者数が624人（1.8パーセント）、となっており、年齢及びロット番号、または年齢、ロット番号のいずれかを公開した場合、12歳以上の方よりも容易に該当者が識別されるものとする。

なお、請求人が非公開と主張している申請件数については、条例第7条第2号に規定する「非公開情報」にあたらなことから、請求人が公開を請求した申請件数が記載されている公文書として、「健康被害救済制度申請者の詳細」を部分公開したものである。申請件数の総合計を記載した公

文書は存在しなかったが、当該文書の「(1)認定(否認)済」、「(2)未認定」にある数字を合計することにより、申請件数の総数が判明することから、当該公文書を公開したものである。また、請求人が非公開と主張している症状(死因)についても、条例第7条第2号に規定する「非公開情報」にあたらないことから、請求人が公開を請求した症状が記載されている公文書として、「健康被害救済制度申請者の詳細」にて当該情報は公開している。

以上のことから、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

年 月 日	経過
令和6年 6月17日	書面審査
令和6年 7月22日	実施機関から意見聴取
令和6年 9月30日	書面審査
令和6年10月28日	書面審査
令和6年12月 3日	実施機関から意見聴取、口頭意見陳述
令和7年 1月27日	書面審査
令和7年 3月 6日	書面審査
令和7年 4月28日	書面審査
令和7年 6月16日	書面審査
令和7年 7月17日	書面審査

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 本件非公開部分「健康被害救済制度申請者の詳細」のうち申請者氏名、「経過概要等」のうち年齢(生年月日)、接種場所、既往歴、予防接種後の経過の詳細、「予診票」の全て、「接種済証」の全て、「接種記録書」の全て、「診療録」の全てが、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であ

って、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するかにつき検討する。

- 2 条例に規定する非公開事由に該当するかどうかについて、情報公開制度と個人情報保護制度は住民への行政の説明責任上の法制度であり、この両制度は、整合性をもって運用されるべきである。

個人情報保護法及び同法施行条例、また旧個人情報保護条例は、他の情報との照合により個人が識別されることを非開示の要件としている。確かに、個人情報保護法は旧個人情報保護条例と異なり、「容易性」を法文上に追加しているが、現在、この文言には法律的な意味はなく、法律上の照合可能性については、旧個人情報保護条例との間において、その理解に異なるところはないとするのが、実務上の有力な理解となっている。

- 3 そこで、本件において、他の情報と照合することで具体的な個人識別の可能性があるのかどうかにつき検討する。

新型コロナワクチン接種についての情報は、国、都道府県、市町村がそれぞれ保有している。

これら各主体の公開情報等と照合することにより、特定の個人やその関連情報が識別しうるのかについては、特に都道府県、市町村の人口規模や、各自治体の公開状況によって相違が生じることとなる。

その意味では、本件と類似事案である新型コロナワクチンの予防接種後副反応疑い報告書の公開（名古屋地裁令和5年6月15日判決）は、具体的な当該県と市の状況による事例判決と捉えるべきであり、そのまま他の自治体や国へ適用できるものではないものと解される。

当審査会としては、川口市の非公開決定に係る部分について、国や他自治体の公開情報等と照合することで、個人の識別等が可能であると認められる。

- 4 よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

令和 7 年 7 月 1 7 日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊